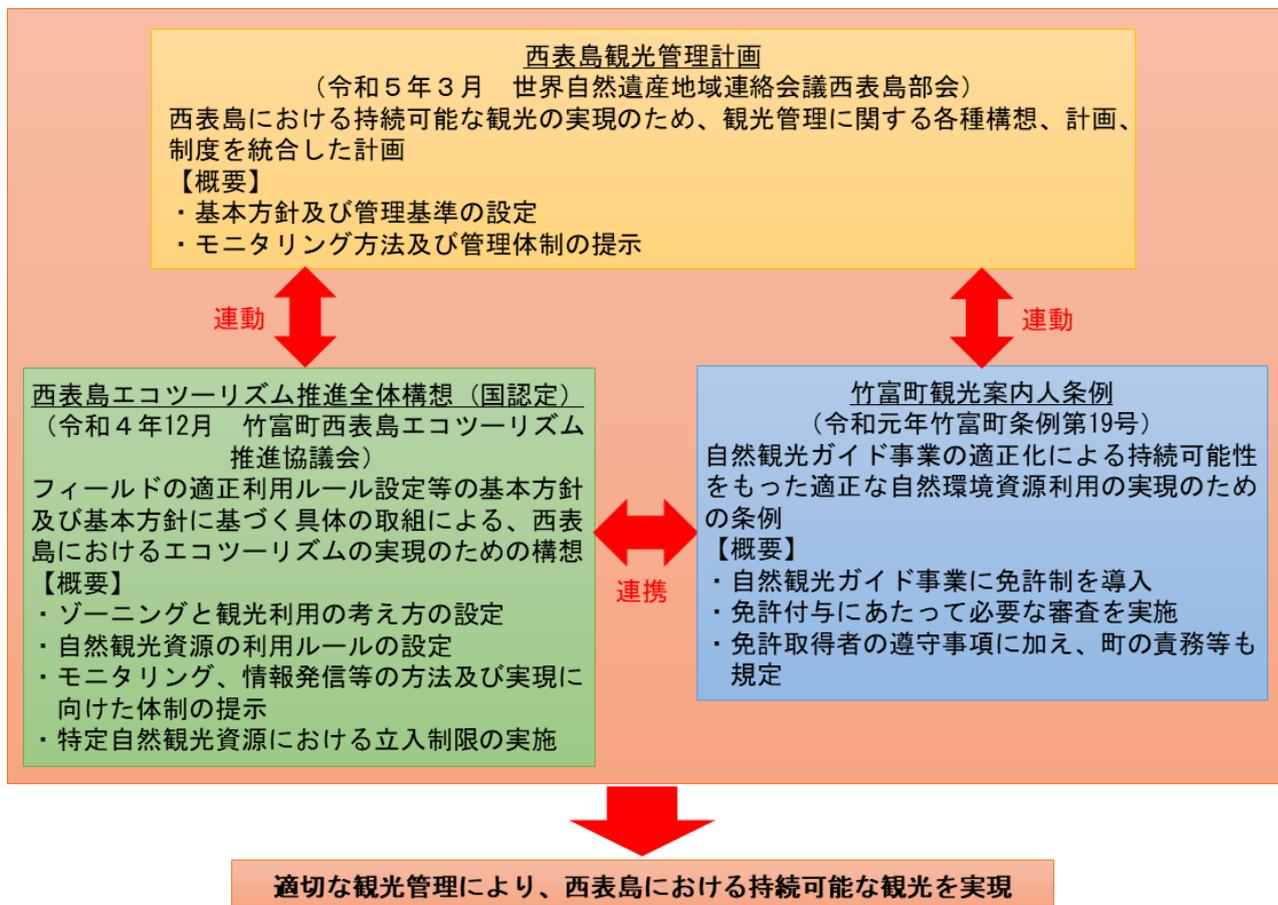
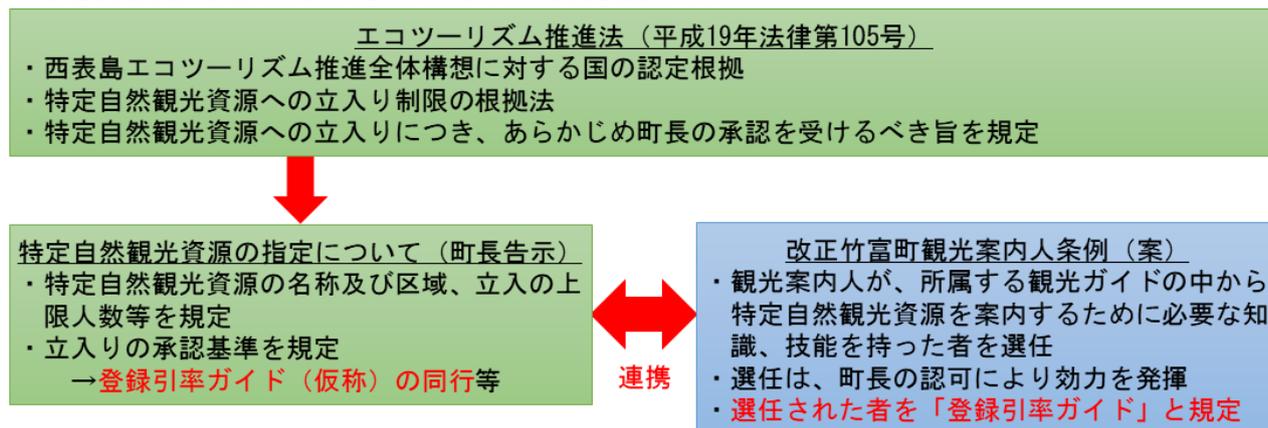


## 竹富町観光案内人条例の改正（案）について

### 1 適切な観光管理の実現に向けた枠組み



### 2 特定自然観光資源における立入制限の制度設計（案）



### 3 竹富町観光案内人条例改正（案）のポイント

#### (1) 既存法令にて用例が存在する規定ぶりに修正

これまでの検察協議における指摘事項等を踏まえ、規定の趣旨を可能な限り損なわないことに留意しつつ、条例全般を既存法令にて用例が存在する規定ぶりに修正等を実施。

## (2) 条例の守備範囲の検討及び表現の適正化

竹富町観光案内人条例は、職業選択の自由及び営業の自由に対し公共福祉の観点から制限を掛けるものであることから、規制はその目的を達成するために必要最小限のものであることが求められる。よって、目的規定及び目的達成のために必要となる必要最小限の規制を改めて再整理し、必要に応じ規定ぶりの適正化を実施。

## (3) 登録引率者に関する規定の新設

「特定自然観光資源の指定について（令和5年4月6日付け竹富町告示第15号）においては、特定自然観光資源への立入り規制の承認基準に「登録引率者の同行」を定めているところであり、当該「登録引率者」は、特定自然観光資源を案内するために必要な知識及び技能を有することが求められることから、竹富町観光案内人条例（案）において「登録引率者」を位置付けることで、必要な知識及び技能を有することについての審査の枠組みを構築。

## (4) その他、現行条例における運用上の課題の解消のために必要な修正等を実施。

## 4 罰則規定について

- ・令和4年度までの竹富町観光案内人条例等審議会においては、本条例の実効性を高めることを目的として、罰則規定を設けることに関する事項を中心にご議論をいただいていたところ。
- ・令和5年4月に那覇地方検察庁と改めて打合せを行ったところ、現行の協議状況に関する双方の認識に隔たりがあることが確認された。
- ・また、協議を行うにあたっては、前提として条例（案）の骨子が固まっていることが必要との見解が示された。
- ・以上の那覇地方検察庁見解及び今般の特定自然観光資源の運用に関する状況を踏まえ、まずは特定自然観光資源の運用体制の整備等に関する改正を先行して行い、条例の骨子を固めた上で、改めて罰則に関する那覇地方検察庁との協議及び条例改正に取り組むこととしたい。